第６章　防災・災害発生時の対応

１　文化財を災害から守る必要性

平成７年（1995）に発生した阪神淡路大震災や、平成 16 年（2004）の中越地震、平成 23 年（2011）の東日本大震災等において、数多くの文化財が被災し毀損・滅失してしまった。特に東日本大震災においては、群馬県内でも数多くの文化財に影響があり、指定文化財のみならず、歴史的建造物や美術工芸品が被害を受けた。また、地震や台風等の自然災害とともに、火災や盗難等によっても貴重な文化財が被害を受け、その価値が損なわれてしまうことがある。

群馬県では、５世紀末から６世紀前半に発生した２度にわたる榛名山噴火、弘仁９年（818）の大地震、天仁元年（1108）や天明３年（1783）の浅間山噴火に伴う大規模災害等、歴史的に大きな災害があったことがこれまでの調査により知られている。近代以降も、明治 43 年（1910）と昭和 10 年（1935）の大水害、昭和 22 年（1947）のカスリーン台風、昭和 34 年（1959）の伊勢湾台風等で被害が発生しており、今後、いつ何時、県内のどこかで大規模災害が発生してもおかしくはない。

有形・無形の文化財は地域の歴史や伝統を色濃く反映しており、地域の人々の心の拠りどころとなっているものや、連帯の象徴となっているものが数多く存在し、災害によって失われてしまうことがないよう対策を取ることが必要である。大規模な災害に対して、しっかりとした対応が正確且つ迅速にできるよう、日常の防災・防犯体制、及び災害発生時の文化財保護のネットワーク構築等について、日頃から対策を考えておかなければならない。そのためにも、県民が日常的に文化財に親しみ、文化財が人類の宝であり未来へつなぐ資産であることを認識することが、文化財を災害から守り保存・活用していくことにつながり、この視点から文化財の保存・活用を図ることが求められる。

２　災害に備えた取組

- 文化財リストを作成して情報を関係機関等と共有するとともに、文化財の所有者や管理者等（以下、所有者等）が災害発生時の対応について共通認識を持つよう努める。
- 防災・防犯の設備や人的体制の整備とともに、防災・防犯計画の策定や点検・訓練等の実施、耐震診断や補強工事等の耐震対策など、災害に備えた取組の推進を図る。
- 県が主体となって災害時の連絡・協力体制の構築を図るとともに、災害対応マニュアルや文化財防災マップ等の作成、資料救済ネットワーク立ち上げへの支援等を行っていく。

文化財リストの必要性　災害はいつ、どこで発生するか予測不可能なことがあるため、平時より発災時における文化財の保護方法及び現況把握、管理方法等についての備えが必要である。そのために、指定文化財だけでなく、未指定文化財を含めた域内の文化財総体を集約した、文化財リストの整備が必須である。このリスト化によって災害時に守るべき文化財を可視化することが

できることから、所有者等と地元市町村文化財部局、県文化遺産課との間で日頃からの文化財保護意識や情報共有を図ることが可能となる。さらには、文化財の盗難被害の際にも、警察への情報提供や、全国の都道府県や関係機関への照会等を迅速に行うことができる。そしてこのリストに基づき、所有者等と地元市町村、県文化遺産課が、災害発生時にとるべき行動について事前に定めておくことが重要である。なお、将来的には、文化財リストを基にしたデータベース化とそのクラウド上での閲覧を可能とするシステム構築等が求められる。

市町村文化財部局の役割　市町村文化財部局は、外部の専門人材や地域住民、民間団体等の協力を得て域内の文化財リストの作成を進める必要がある。そして、このリストに記載された文化財（未指定文化財を含む）の所有者等に対して災害時の対応についての周知に努める必要がある。リストの周知は、文化財の重要性を所有者等が改めて認識し、災害時にとるべき行動について市町村文化財部局や県文化遺産課との共通認識を持つことにつながると期待される。加えて、市町村文化財部局は、災害時の対応と事前の対策について、地域計画に記載することが望まれる。
また、報告書等に記載された既存の文化財情報は、被災した場合の文化財復旧・復元を可能とすることから、それらのアーカイブ化についての検討も求められる。

日常的な取組・管理　日常的な管理においては、火災や盗難を予防するための設備や人的体制の整備に努めるとともに、防災・防犯計画の策定、定期的な点検や防災訓練の実施等の取組が必要である。それぞれの地域でハザードマップが作成されている場合は、災害が予想される地域に所在する文化財を把握しておき、災害を想定して避難や救出の体制を整備し、日頃から訓練を行うことも大切である。群馬県内でも、毎年１月の文化財防火デーの前後に、多くの歴史的建造物や博物館等の施設で防災訓練を行っている。令和元年９月には、文化庁が、国宝や重要文化財の建造物と、国宝や重要文化財の美術工芸品を保管する博物館等の防火対策ガイドラインを公表しており、今後はこれに沿った対策が必要となる。県や市町村指定の文化財についても、このガイドラインを参考にした対策を検討していく。

各種指定文化財の対応　建造物や史跡・名勝等については、倒木や崖崩れ等による被害が予想される場合、伐採等の予防措置を行うことも検討する必要がある。一方、天然記念物の樹木等は、台風等の自然災害に起因した倒木や落枝によって周辺に被害を生じさせる危険性があり、防災を念頭に置いた現況の把握や管理方法の検討が必要である。国・県指定文化財については防災・防犯対策に対する国や県の補助制度があり、積極的に活用して災害に備えていく。
無形の民俗文化財は地域の伝統に根付いた文化財であり、災害で地域社会が崩壊してしまうと、文化財としての存続が危ぶまれることになる。しかし一方で、被災した地域社会の復興において、地域の結びつきを確認する重要な役割を果たすことも期待される。そのため、民俗芸能・民俗技術・祭礼行事等の地域の活動記録や調査報告書、映像記録を作成する等、対策を講じていく必要がある。

歴史的建造物への備えと対応　指定・未指定の歴史的建造物には木造が多く、長い年月を経て腐食など老朽化が進行している物件があり、平時から対処が必要となる。また、近代以降の物件では、建設当時の基準で災害に対応している物件もあり、それらを勘案しながら、地震等の災害被害へ対応することが大切である。特に大規模な被害が予想される地震については、文化庁が耐震診断や耐震補強の指針や手引を作成しており、これに沿った耐震対策の促進が求められてい

日常的な文化財防災体制

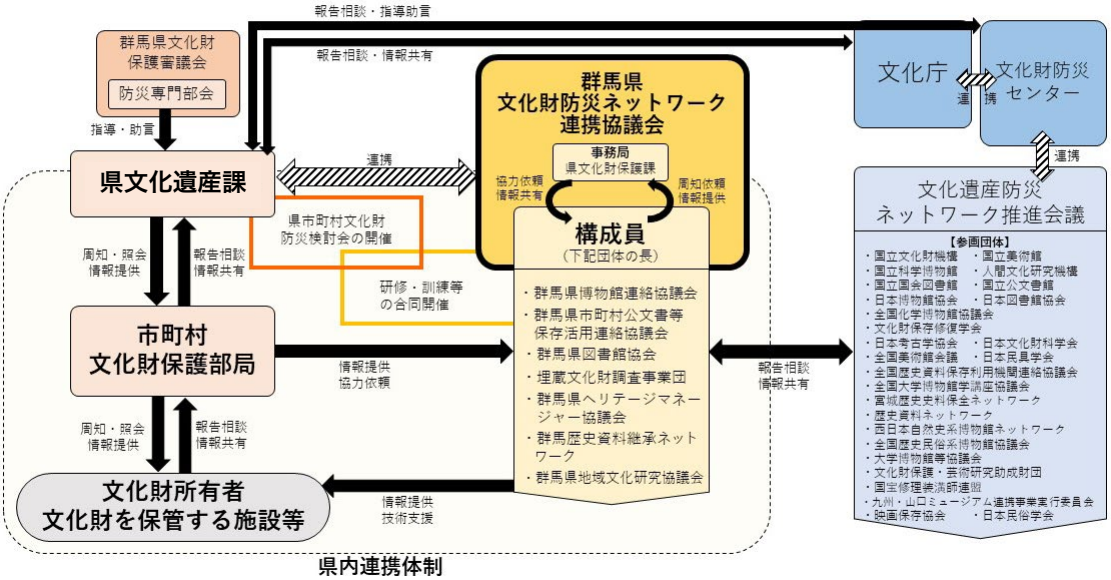

第４図　日常的な文化財防災体制

災害時の文化財救援体制

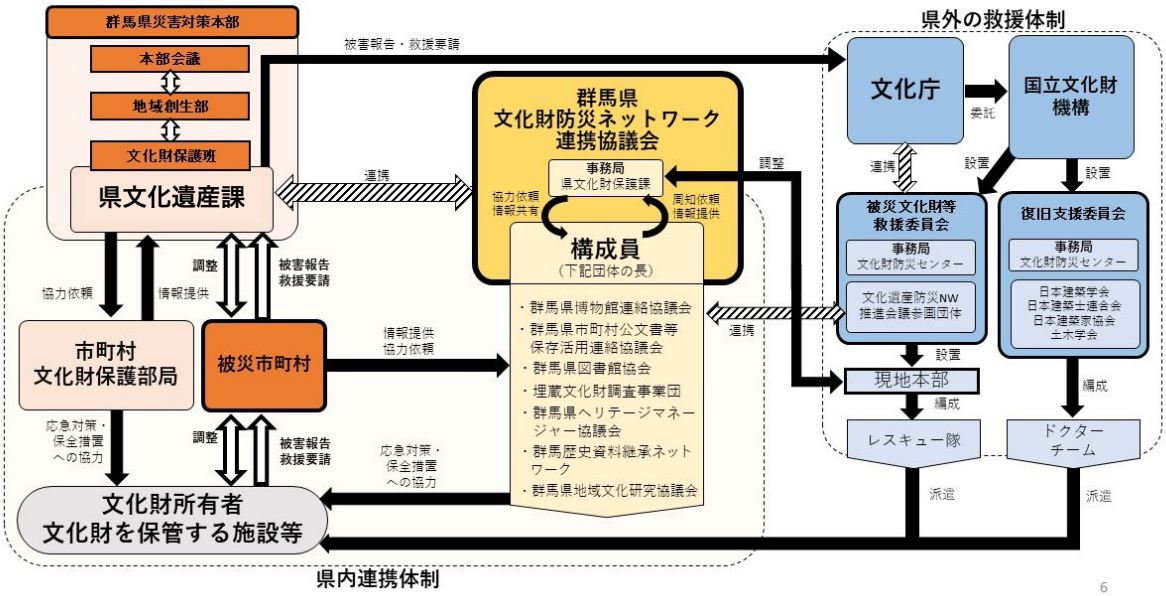

第５図　災害時の文化財救援体制

る。国・県指定や登録の建造物については国や県の補助制度もあり、市町村と連携して所有者等へ耐震対策の実施を働きかけていく。

文化財救済ネットワークの役割　これまでの大規模災害の際には、各府県単位で結成されている資料救済ネットワークが資料の保全に大きな役割を果たした。現在全国で 15 を超える組織が活動しており、災害後の保全だけでなく防災にも力を入れている。

本県では、令和 5 年度（2023）に群馬県文化財防災ネットワーク連携協議会が設置され、以降、構成員による会議に加え、本協議会主催の公開講演会や県内実務者を対象とした研修会を開催し、関係者間の認識と情報の共有を継続的に図っている。

県文化遺産課の役割　群馬県の地域防災計画では、災害対策本部が設置された場合、県文化遺産課は文化財に係る災害情報の収集と応急対策に関する業務を行うと定められており、県内文化財の被害の集約と、応急的な保護措置に向け文化庁等関係機関との調整の役割を担うこととなる（第８図）。この情報収集も先のリストを基に行うことが効果的であり、所有者等や市町村との間で情報を集約するための連絡方法と体制を早急に確立しなければならない。

博物館等の関係機関の役割　学芸員が配置されている博物館等の関係機関は、災害時には被災文化財の応急措置などの対応が適切に取れるよう平時よりそれぞれの役割分担や必要機材の所在などを把握しておく必要がある。

今後の体制検討　本県では、今後群馬県文化財防災ネットワーク連携協議会が中心となって早急に体制の構築を図っていく。併せて災害時の対応マニュアルや、ハザードマップと連動した文化財防災マップの整備、資料救済ネットワーク立ち上げへの支援等を行っていく。

３　災害発生時における対応

- 災害発生時には、県文化遺産課が県内の被害状況を集約し、市町村や関係機関、民間団体等と協力して文化財の救援活動を行う。
- 被災した文化財の取り扱いについては、文化庁や専門知識を有する専門家や関係団体等の指導を受け、適切且つ慎重に対処するよう努める。
- 群馬県文化財防災ネットワーク連携協議会との連携を図る。

初動段階　災害発生後の初期段階の活動としては、その後の救援・支援の必要性を検討するための情報集約が主な内容となる。

市町村文化財部局は、文化財リストに基づき文化財の被災状況について所有者等からの情報を集約し、県文化遺産課へ電話またはメールで連絡する。

博物館等の関係機関は、それぞれが所管する文化財の被災状況を把握して、県文化遺産課へ電話またはメールで連絡する。

なお、被災状況によっては、地域住民や施設利用者の避難や安全確保等への対応が優先されるため、文化財被害の情報収集が難しいことが想定される。そのため、発災直後の初動については、文化財リストと災害対応マニュアルに基づき、関係各者が連携して連絡・報告することが望ましい。

救援段階　県文化遺産課は、初動段階で集約した情報を基に市町村文化財部局や県内の関係機関、民間団体等と協力して文化財の救援活動を行う。

なお、被災状況によって県内の連携体制だけでは対応が不可能な場合は、文化庁や県外の関係機関、関東ブロックの都県等に救援や支援の要請を行う。

災害により被害を受けている文化財の取り扱いについては、指定・未指定にかかわらず、所有者・管理者等及び地元市町村文化財部局、県文化遺産課が緊密に情報を共有しあい、文化庁や専門家・学識経験者等の指導を受けながら、慎重且つ適切に対処していくことが求められる。文化財は、一度滅失してしまうと元の姿に戻すことが困難な場合がほとんどであり、地域で守り伝えられてきた文化財を次世代に受け継ぐためにも、適切な対処と慎重な判断とが求められる。

４　文化財被害への対応

（１）被災文化財の救済・支援

前段（２　災害発生時における対応）で述べたように、被災した文化財は、初動段階を経て市町村文化財部局や博物館等の関係機関、県防災ネットワーク連携協議会等による救援・支援が行われることとなるが､文化財の被害程度によっては初動段階で保護対応が必要な場合もありうる。保護措置の遅れによる文化財の破壊や滅失は極力回避しなければならないことから、文化財被災の対応に関するより一層の情報共有と慎重な応急措置が必要となる。以下に、必要とされる取り扱い別に災害時の対応方法を示す。なお、具体的な対応方法については、今後作成するマニュアルの中で示していく。以下、文化財の種類毎の対応を示す。

（２）建造物（有形文化財・有形の民俗文化財・史跡）

建造物は、災害発生直後から倒壊もしくは倒壊の恐れがある。よって、二次被害を防止するためにも「立ち入り禁止」表示などの安全対策が必要である。

一方、建造物を安易に解体することは絶対に避けなければならない。拙速な解体や除却を防ぐためにも、所有者等及び地域住民に対して、文化財保護の理解を求める説明が必要である。なお、この際、文化財リストの提示を併せて行うことは大切である。

県文化遺産課や市町村文化財部局は、被害状況を把握した上で、文化庁や県及び市町村の文化財保護審議会、各分野の学識経験者等に報告・相談し、指導を受けながら適切な対応を行っていく必要がある。なお、災害時の応急的な対応や修理方法等については、100 名を超えるヘリテージマネージャーや被災建物応急危険度判定士を擁する民間団体等と協力体制が取れるよう連携を進めていくことも有効である。

（３）美術工芸品、有形の民俗文化財（各種用具等）

美術工芸品は、被災直後から廃棄の対象となってしまう恐れがある。特に保管する建物が被災した場合などでは、一括して処分されてしまうことが懸念される。

よって、地元市町村文化財部局は、拙速な廃棄や処分を防ぐため、所有者等及び地域住民に対して、被災した文化財としての価値を認識してもらい、災害時でも確実に保全するような働きかけが必要である。なお、この際、文化財リストの提示を併せて行うことは大切である。

美術工芸品のうち、絵画や彫刻、工芸品、書跡等は、美術品的な価値が認識しやすいことから、災害時にも率先して保全すべきものとして所有者等や地域住民に認識されている。しかし、古文書や歴史資料、衣食住や生業、信仰等に用いられる有形の民俗文化財は、指定されていなければその価値を認識されにくいため、被災直後から廃棄されてしまう危険性が高い。よって、保護措置を講じる際は特に留意すべき文化財として認識する必要がある。

文化財を保管している建物が被災し、保管機能が不全となった場合は、文化財を一次的に別の場所に移し保管することを考えなければならない。

この際、特に文化財へのカビの発生と焼失を防ぐために、保管場所としては、防湿と防火機能が維持できる場所を選ぶことが望ましい。

特に、文化財が水損被害を受けた場合、水に濡れたまま放置するとカビ発生のリスクが極度に高まる。よって、これを防ぐ対応を最優先することが重要である。そのため、水損した文化財は早急に回収し、乾燥措置が行える場所や施設への移動が望まれる。

なお、この対応が後手になると、その後の文化財修復作業が非常に困難となることが多い。

（4）記念物（史跡・名勝・天然記念物）

史跡等の記念物が被る災害は、地震や台風・暴風雨等による洪水・土石流・崖崩れ・落雷・火山噴火等の自然災害が想定される。日ごろからの管理体制の整備を徹底するとともに、災害を被った際の対応マニュアルを作成しておくことが望ましい。

天然記念物には動植物が含まれ、災害時の混乱に乗じて盗難・密猟等の被害を受けやすい。また、樹木については倒木や落枝の危険もあることから、特に安全確保に留意しなければならない。このため、日頃から文化庁・県文化遺産課・地元市町村文化財部局や所有者・地域住民・保存会等とで協力しながら、普及啓発活動や監視体制の構築・強化について準備していくことが重要である。

（5）無形の文化財

大規模な災害の発生後は、無形の民俗文化財、無形文化財の保存団体、保持者等の状況や道具類等の被害を把握する必要がある。特に、地域社会が大きな被害を受けた場合、民俗文化財を支えてきた地域住民が疲弊して保存団体の弱体化を招き、その継承を危うくする恐れがある。

無形の民俗文化財の留意点　被害状況が目に見える有形文化財と違い、無形の民俗文化財は意識しないと被害状況を正しく把握することが難しい。無形の民俗文化財についても域内のリストを作成し、道具類等の保管・管理体制や、保存団体の連絡先等の情報を県と市町村で共有する必要がある。